

2015.9.1

PL レポート <2015 No.6>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○東京都が子どものボタン電池誤飲防止策を検討

（2015 年 7 月 6 日 東京都商品等安全対策協議会）

東京都は、子どもがボタン電池を誤飲する事故が多発していることを受け、平成 27 年度の第 1 回東京都商品等安全対策協議会*を 7 月 6 日に開催し、「子どもに対するボタン電池等の安全対策」について検討を開始した。

今後、同協議会はアンケート調査・文献調査・事故再現実験・事故防止対策の方向性提案の調査等を行ったうえで、年内に「消費者への情報提供」「関係する業界団体への情報提供と要望」「国等への情報提供と要望」の方向性を示した都の対応を示す方針である。

※東京都商品等安全対策協議会

商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費生活の確保を目的として、消費者及び事業者、学識経験者等が、商品やサービスの安全性について検討を行う協議会。過去にライター、抱っこひも、ブラインドひも等の安全対策について検討している。

○経済産業省が Facebook「こちら、製品安全情報局！」を開設

（2015 年 7 月 17 日 経済産業省）

経済産業省は、7 月 16 日、製品安全に関する新たな情報発信として、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの Facebook に専用ページ「こちら、製品安全情報局！」を開設した。

国は製品安全 4 法*の運用を中心として、流通製品の安全性確保に取り組んでいるが、一方で、死亡や重傷火災等の重篤な危害を伴う重大製品事故の約 2 割が消費者の誤使用・不注意等によるものという。

今回開設した Facebook の専用ページ「こちら、製品安全情報局！」では、このような事故を未然に防止するため「製品の正しい使用方法」、「手入れ・点検方法の確認」、「リコール情報の注意」、「老朽化した製品の買い替え」等の消費者のアクションのヒントとなるような情報を発信する。

具体的には、重大製品事故や製品リコール等の情報提供、季節や日常生活のシーンに応じた、きめ細やかな注意喚起、製品安全関連のイベントの案内、そして全国各地の事業者や消費者の好取組事例の紹介等、随時アップデートしていく。

第 1 回目の投稿では、「製品安全対策優良企業表彰」を受賞した事業者から、株式会社ニトリホールディングス、株式会社バンダイナムコゲームズ、アキュフェーズ株式会社の 3 社の製品安全への取組をまとめた動画が掲載されている。

※製品安全 4 法

経済産業省所管の「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「消費生活用製品安全法」の総称。安全性確保の観点から規制対象製品ごとに技術基準等を設定し、適合しない製品には販売禁止等の措置が実施される。

○「第9回キッズデザイン賞」が決定

(2015年8月3日 NPO キッズデザイン協議会)

NPO キッズデザイン協議会は、8月3日、「第9回キッズデザイン賞」優秀作品36点を発表した。過去最多の応募総数474点作品の中から7月3日に「第9回キッズデザイン賞」受賞作品308点が選出され、さらにその中から最終審査会が行われ、今回の発表に至った。

キッズデザイン賞は、乳幼児用品や玩具などの子ども向けの製品・サービスに限らず、大人向けのものでありながら、子ども目線を持った、良質な商品や施設、プログラム、調査研究活動などを対象としており、受賞作品の情報や成果を広く社会で共有し、今後の産業・研究活動と子ども環境の高度化を図ることを目的としている。

主な優秀作品は以下のとおり。

● 内閣総理大臣賞

作品名：ルナ ドリームカプセル プロジェクト

受賞者：ルナ ドリームカプセル プロジェクト

● 経済産業大臣賞

子ども視点の安全安心デザイン 子ども部門 優秀賞

作品名：3歳からの『たべたのだから？』視力検査キット

受賞者：桃山学院大学 法学部法律学科健康教育学分野 高橋ひとみ研究室／株式会社フレーベル館

子ども視点の安全安心デザイン 一般部門 優秀賞

作品名：エキスパート・ドライバー・サービス（キッズタクシー）

受賞者：日本交通株式会社

子どもの未来デザイン 感性・創造性部門 優秀賞

作品名：京都市立洛央小学校ブックワールドデザインプロジェクト

受賞者：京都大学大学院工学研究科建築学専攻 門内 研究室

子どもの未来デザイン 学び・理解力部門 優秀賞

作品名：子ども向け車いす用電動アシストユニット「JWX-2」（20インチ仕様）

受賞者：ヤマハ発動機株式会社

● 少子化対策担当大臣賞

子どもの産み育て支援デザイン：個人・家庭部門 優秀賞

作品名：空気清浄機付きスティッククリーナー『iNSTICK』

受賞者：三菱電機株式会社／三菱電機ホーム機器株式会社

子どもの産み育て支援デザイン：地域・社会部門 優秀賞

作品名：江東湾岸サテライト SMART NURSERY SCHOOL 本園テニスの森キャンパス

受賞者：積水ハウス株式会社／社会福祉法人高砂福祉会

● 消費者担当大臣賞

未来を担う消費者デザイン部門 優秀賞

作品名：在来作物で味覚のレッスン

受賞者：映画「よみがえりのレシピ」製作委員会／有限責任事業組合 いでは堂

● 男女共同参画担当大臣賞（今年度より新設）

女性の活躍を促進するデザイン 優秀賞

作品名：ノムラのソーシャルマーケティングへの取り組み「チームM」

受賞者：株式会社乃村工藝社

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○米国：CPSC が家具やテレビの転倒による死傷事故防止に最大規模のキャンペーンを展開

(2015 年 6 月 4 日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission - 米国消費者製品安全委員会) は、6 月 4 日、家具やテレビが転倒し、それらの下敷きになって子どもが死傷する事故を減少させるために、“Anchor it!” の名称で全国キャンペーンを展開することを発表した。

CPSC のデータによれば、家具等の転倒事故により 2 週間に一人の割合で子どもが死亡し、緊急治療室に搬入される年間平均 38,000 人の被害者の 2/3 を 5 歳以下の子どもが占めているという。また、2000 年から 2014 年に CPSC に報告された 430 件の死亡事故の 84 パーセントは、10 歳以下の子どもであるという。

“Anchor it” キャンペーンは、テレビ等の放送ネットワーク、印刷物、およびウェブサイト (www.AnchorIt.gov) に加え、公共交通機関であるバスや地下鉄を媒体にして展開され、家具やテレビの転倒事故の危険性を訴えるとともに、それらを壁に固定することが如何に容易な作業であることかについて説明がされている。各分野の公共団体や民間企業は CPSC のキャンペーンに同調して、“Anchor it キャンペーン支持者” として組織内外の関係者に同様のメッセージを伝える。

また、転倒事故の潜在的な危険性とそれらを回避するための簡単な方法を説明したカードとポスターが作成され、子どものいる家庭や施設の幼児介護者に配布される。紹介されている事故防止の方法は次の通り。

- ・テレビやタンス、本棚等の家具の転倒を防止するため、安価な固定器具を購入して取り付ける。
- ・テレビのリモコンや玩具などを、子どもがよじ登って手が届くような場所に放置しない。
- ・重い品物は、家具の下のように収納する。
- ・テレビを壁に固定できない場合には背が低く丈夫な台の上に置き、できるだけ奥のほうに設置する。
- ・新しいテレビを購入して、これまでのものを使わなくなる場合にはリサイクル処理する。これまでのテレビも別の部屋等で使う場合には、壁に確実に固定する。

○米国：LG Electronics が除湿器の事故報告を怠ったとして、制裁金の支払いとコンプライアンスプログラム実施に合意

(2015 年 7 月 22 日 CPSC)

CPSC は、LG Electronics (以下、LG) が最高で 182 万 5000 ドルの制裁金 (civil penalty) の支払いに合意した、と発表した。LG が、製造輸入した数種類の除湿器に欠陥があり、重大な被害を及ぼす可能性があることを知りながら、法律で定められた報告義務を怠っていたことが理由。

LG は 2003 年以来、自社製品の除湿器が発火し、使用者の家屋に延焼したという数十件の報告を受け取っており、2012 年にリコールを実施した時点では、物的被害の総額が 700 万ドル以上に及ぶ合計 107 件の事故と 3 件の煙を吸い込む事故を認識していた。

また、LG は制裁金の支払いに加えて、すべての自社製品が CPSA (Consumer Product Safety Act : 米国消費者製品安全法) を遵守していることを確実にものとするために、コンプライアンスプログラムを継続実施することについても合意した。このプログラムでは、社内の CPSC 対応責任者に対して必要な関連情報が確実に伝わるための社内行動基準、方針および手順を文書化することが求められているとともに、次の点についても考慮する必要があるとされている。

- ・コンプライアンス情報が社員から権限を持った管理者に報告される際の機密保持
- ・コンプライアンス情報の取扱い方針と手順についてのトレーニングを含む効率的なコミュニケーション

ーションの実施

- ・コンプライアンスに関する経営陣の責任と監視
- ・記録の保管

○米国：Fiat Chrysler がリコール実施の過失を認め、政府による監視、対象車両の買取り、記録的な制裁金の支払いに合意

(2015 年 7 月 26 日 NHTSA)

DOT (Department of Transport : 米国運輸省) は、Fiat Chrysler Automotive (以下、Fiat Chrysler) が Motor Vehicle Safety Act (米国自動車安全法) に違反したことを認め、政府による厳格な監視、一部のリコール対象車の買取り、および 1 億 500 万ドルの制裁金の支払いに合意したと発表した。本制裁金の額は、NHTSA (National Highway Traffic Safety Administration : 米国運輸省道路交通安全局) がこれまで課した最高額。

当該措置は、Fiat Chrysler が行った 23 モデルの 1100 万台以上を対象としたリコールの実施にあたり、迅速で効率的な対策、対象顧客と販売店への情報提供、NHTSA への報告の 3 分野での法令違反が認められたことが理由。合意した内容の詳細は次のとおり。

- ・対象車両の市場からの回収と修理を継続することに加え、所有者が希望する場合には、対象となるモデルによっては車両の買取りや下取り価格の上乗せ等の金銭的な支援を提供する。
- ・今後 3 年間にわたる監視を受けることに合意。この監視には、同社のリコールの実績を評価、追跡して報告するために、同社が NHTSA の承認した独立監視人 1 名を雇用することも含まれる。
- ・制裁金 1 億 500 万ドルのうち、7000 万ドルは現金で支払い、最低 2000 万ドルは今後の合意内容の活動に費やされる。さらに、独立監視人が新たな法令違反や合意事項の不履行を発見した場合を想定して 1500 万ドルが確保される。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

海外からの輸入品の重大製品事故が増加傾向 ～輸入事業者、流通事業者がとるべき対策～

本年 5 月 22 日、経済産業省の産業構造審議会製品安全小委員会で報告された平成 26 年度の重大製品事故※の総件数は 892 件であり、過去の推移をみると、19 年度：1346 件、20 年度：1412 件、21 年度：1172 件、22 年度：1141 件、23 年度：1169 件、24 年度：1077 件、25 年度：941 件、26 年度：892 件と、報告された重大製品事故件数は減少傾向にあることが明らかになりました。

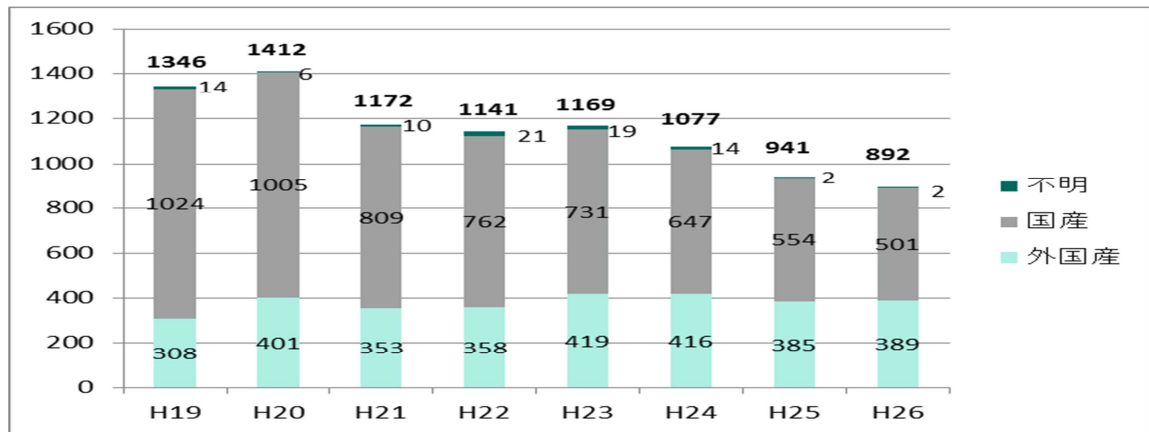
一方で、外国で生産された製品の重大製品事故の件数は、必ずしも減少傾向にはなく、重大製品事故に占める割合は増加傾向にあります（下表 1、下表 2 を参照）。

※重大製品事故

製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものであり、具体的には次の事故が該当。

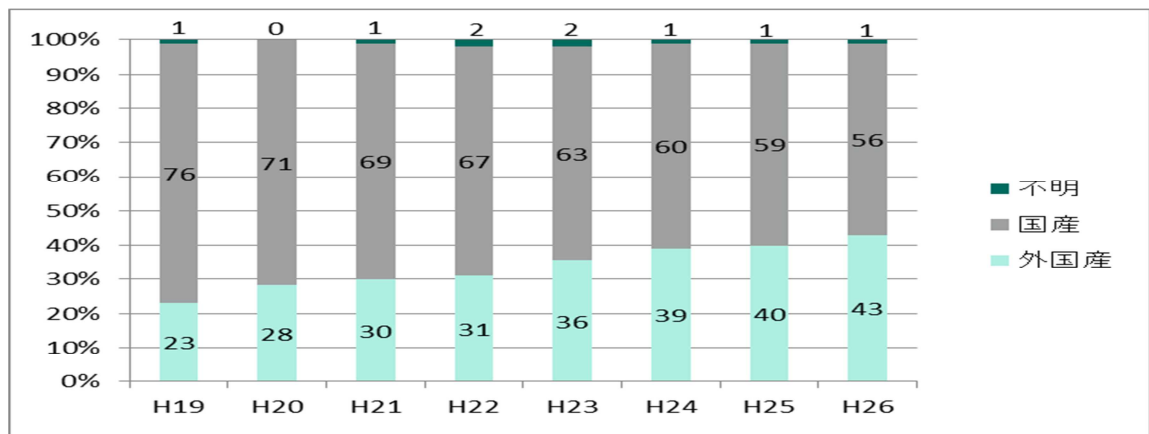
死亡事故／重傷病事故（治療に要する期間が 30 日以上を負傷・疾病）／後遺障害事故／一酸化炭素中毒事故／火災（消防が確認したもの）

【表1】 重大製品事故の報告件数の推移



出典：平成 20 年度～27 年度に開催された経済産業省産業構造審議会製品安全小委員会の各回で配布された「製品安全政策に関する取組状況について」で掲載されていたデータをもとにインターリスク総研にて作成。

【表2】 重大製品事故のうち国産のものと外国産のものの占める割合の推移



出典：平成 20 年度～27 年度に開催された経済産業省産業構造審議会製品安全小委員会の各回で配布された「製品安全政策に関する取組状況について」で掲載されていたデータをもとにインターリスク総研にて作成。

外国産製品の製品事故のなかでも、最も件数が多いのが中国産であり、平成 19 年度以降、215 件、287 件、249 件、264 件、323 件、297 件、291 件、315 件と増加基調にあるとともに、外国産の製品事故の中で占める割合も 7 割から 8 割で推移しています。

今後も外国産の製品の流通量は増加することが予想される中、外国産の製品事故がさらに増加していくものと思われます。

このような状況下において、製造物責任の責任主体として法令上規定されている外国産の製品の輸入事業者や PB ブランド製品として販売している流通事業者の PL リスクやリコールリスクは一段と高まっていくと考えられます。

これらのリスクが顕在化した場合に備えて損害保険の手配等の対策を講じておくとともに、これらのリスクの軽減に向けて、安全な製品を企画・設計・生産できる供給者を選定することが極めて重要となります。

供給者の評価・選定にあたっては、製品安全の統括部署や製品を調達する責任部署などが中心と

なって、供給者を選定するための選定基準と評価項目を作成し、以下の観点を踏まえ、供給者の製品安全管理態勢全般について調査を行うことが望めます。

- ☐ 継続的に信頼できる取引が可能であること
- ☐ 供給者の製品安全方針と製品安全に対する企業姿勢
- ☐ 製品安全に関する法令の遵守状況
- ☐ 自社の要求・基準を満たす製品を継続的に企画・設計・生産できる体制にあること
- ☐ 適切な製品検査工程を構築していること
- ☐ 製品事故・不具合等の発生時に対応できる体制にあること
- ☐ 供給者の所有する生産設備や作業員など適切な経営資源を確保していること
- ☐ 過去の取引実績、製品事故・リコール等の状況と是正措置の内容 等

また輸入事業者、流通事業者であっても、供給を受ける製品について安全性が担保されている（リスクが社会的に許容できる範囲に低減されている）ことを確認することは大切です。具体的には、以下のような視点で、自らも製品の安全性を評価していくことが期待されます。

- ☐ 供給者の過去の同種製品の不具合・事故等の発生状況と是正内容の妥当性
- ☐ 市場での同種製品の不具合・事故発生頻度と被害の程度
- ☐ 法令や規格、自社の製品安全基準への適合性
- ☐ 供給者が想定した製品の使用者、使用方法及び使用環境と自社の想定との差異 等

〔参考資料〕経済産業省「製品安全に関する流通事業者向けガイドの解説」

米国の消費者関連団体が液体パック洗剤を推奨リストから外す旨を公表 ～企業の製品安全対策への示唆～

米国において著名な非営利の消費者関連団体であるコンシューマーズ・ユニオン (Consumers Union) の機関紙であるコンシューマー・レポート (Consumer Reports) では、独自の試験施設で幅広い消費者向け製品やサービスの比較試験等を行い、その結果に基づき個別商品の格付け等を含めた商品評価を公表しており、消費者の商品選択に対して大きな影響力を持っています。

本年7月16日、同団体はコンシューマー・レポートにおいて、液体パック洗剤 (laundry detergent pod) について、様々な製造事業者の努力にもかかわらず、子どもへの危険が大きすぎるとして、推奨する洗剤製品のリストから排除することを決定した旨をリリースしました。

液体パック洗剤の多くは、カラフルな色をしており、そのまま洗濯機に投入できる洗剤のパックがプラスチック製のパッケージに入って販売されています。その利便性から、2010年頃より米国市場で急速に普及する一方、発売当初から子どもの誤飲事故が多数発生していました。そのため、複数のメーカーでパッケージの不透明なものへの変更（パッケージは発売当初透明で、中のカラフルな洗剤パックが見える状態であった）や、子どもが開けにくいパッケージに変更するなど、子どもによる誤飲事故防止の観点からの対策が講じられてきました。

しかし、リリースによれば、液体パック洗剤の子どもによる誤飲や皮膚や目への傷害事故が、2015年上期において6,046件と、2014年全体での11,714件を上回るペースで発生しており、同種製品の子どもの危険性が低下しておらず、事故が増加していることが明らかになっています。

また、リリースの中で、液体パック洗剤はその製品特性から、通常の洗剤よりも毒性が強く、事故の場合の症状もより重くなることが多く、2013年以降少なくとも2人の子どもが液体洗剤の誤飲により死亡しているが、そういった液体パック洗剤故のリスクの大きさについて、消費者の認知は

不十分とも指摘されています。

液体パック洗剤は、業界団体等を中心に自主安全基準の策定が進められていますが、同団体は、その点についても不十分であることを指摘しています。具体的には、6月に公表された自主安全基準の案において盛り込まれた液体パック洗剤に苦味成分を加える、溶けにくくするなどの対策は、すでにヨーロッパにおいて導入されている対策であると指摘。同団体が求めた各パックの外側をさらに包装し、包装を開けないと中のパックが取り出せないようにする対策について、不採用とされたことを批判しています。

液体パック洗剤の安全性問題は、特に新たな分野の製品において、製品の利便性と安全性の両立を図ることの難しさを示しているといえます。特に子どもが接触する可能性のある製品を提供する製造事業者においては、製品の企画・開発段階において、製品事故を可能な限り防止する観点からリスクアセスメントを確実に実施し、製品の形状・素材・色等の要素も含め十分な検討を行うことが必要でしょう。また、万一、製品の上市後に事故の発生や製品の危険性が判明したような場合には、迅速かつ適切な製品の安全対策、場合によってはリコール等を含めた対応を検討、実施していくことも重要といえます。

その際、留意すべきは、製品の安全性に関する判断基準は、社会通念の変化によっても影響を受けるという点でしょう。例えば、本件のように、従来は利便性を重視し、それとのバランスで安全性の評価が行われてきた場合でも、事故の発生等を受けて社会通念が変化し、同じ製品に対して、規制の強化を含め、安全性を求める度合いが強まることが考えられます。

製品の安全性に関する社会通念や規制動向に影響を与える要素の一つとして、消費者関連団体による調査、提言を含めた発信がありますが、昨今の米国で、消費者関連団体による製品安全に関する当局への発言力や影響力が増していることが注目されます。例えば、そのような傾向は、次の CPSC による規制上の対応例からも見て取ることができます。

- ・消費者団体による子ども用玩具等の事故、違反製品に関するレポートの公表や規制強化要請に対し、CPSC は港湾での違反製品の輸入阻止対策等を強化
- ・小型磁石を使用したデスク製品に関する子どもによる誤飲事故、それを受けた磁石に対する規制強化要請に対し、CPSC は同製品の事業者を告発、小型磁石の使用禁止に係る強制ルールを策定・公表（同ルールの公表に際し、コンシューマーズ・ユニオンは勝利宣言を発表）
- ・子ども用製品を含むリコールの不徹底、回収率の低さの指摘に対して、CPSC はリコール指導を強化。リコール対応が不十分な製造事業者や対象製品を販売していた流通事業者に対して高額な罰金等を課すほか、コンプライアンスプログラムの徹底を義務付けるなど罰則を強化。

製造事業者等においては、消費者団体等の見解や当局による規制強化の動き等も注視しつつ、新製品開発時はもとより開発後も、自社製品の安全対策の十分性を定期的・継続的に検証し、必要に応じ製品の安全対策を見直していく努力が求められています。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2015